

2009年2月13日
東日本旅客鉄道株式会社

信濃川発電所に関する北陸地方整備局からの行政処分方針の通知について

弊社は、本日、国土交通省北陸地方整備局より、信濃川発電所において許可された最大取水量を超えて取水していたこと、最低放流すべき維持流量が不足していたこと、取水量等の表示・記録に不正な点があったこと及び平成19年の北陸地方整備局からの自主点検指示に対して「適正」と報告したことなどに対して、河川法に基づく行政処分等を実施する旨の通知を受け取りました。

弊社は、この事態を厳粛に受け止めております。

地域の皆さまをはじめとする、関係の皆さまにご迷惑をおかけしたことについて深くお詫び申し上げます。今後は、二度とこうした不祥事を起こさないよう、再発防止に万全を期すとともに、信頼の回復と安全・安定輸送の確保に向けて、全社員一丸となって取り組んでまいります。

行政処分に関わる信濃川発電所の一連の事象について

【別紙】

< 宮中取水ゲートの不具合 >

宮中取水ゲートの一部のゲートに不具合があり、結果として試験放流の流量が計画に対して不足していた。

・試験放流量の不足量

7号ゲート 3万m³~13万m³、10号ゲート 981万m³~1,693万m³

期間中の試験放流量

7号ゲート1,349万m³、10号ゲート14,099万m³

< 平成19年自主点検指示に対する報告 >

平成19年、北陸地方整備局から、取水量の上限設定の有無などについての自主点検及びその結果報告の指示があったが、その重要性を理解せず十分な確認を行わないまま「適正」という報告をした。

< 許可された最大取水量を超えた取水 >

宮中取水口等において、許可された最大取水量を超えて取水した場合でも、記録上は最大取水量を表示するプログラムとなっていた。

10年間(平成10年1月~平成19年12月)の超過量約1.8億m³。

平成10年から平成13年までは推定値

< 最低維持流量の不足 >

宮中取水堰における魚道への最低維持流量は毎秒7m³であったが、流量を自動制御する装置のしくみ上、7m³を下回った水量しか流れない時があった。また、この量をリアルタイムで表示していたが、その表示プログラムでは流量が7m³未満を表示しないように設定されていた。

10年間(平成10年1月~平成19年12月)の総不足維持流量約38万m³。

平均不足量1.2 /s

< 冷却水・雑用水の無許可使用 >

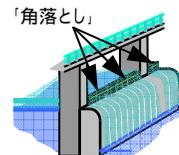
冷却水・雑用水について水利使用許可の申請を行う必要がないと思ひ、申請を行なっていなかった。

< 工作物等の無許可設置 >

工作物等(250件)については河川法上許可が必要であるのに、その申請を行なわなかった。

< 角落としの無許可使用 >

国鉄時代の昭和47年頃、浅河原(あさがわら)・山本の2つの調整池で発電能力向上試験のために角落としを設置したが、試験終了後も撤去せず、その設置申請も必要ないと思ひ込み、そのまま、使い続けていた。



「角落とし」のイメージ

